

岡 財 第 6 7 2 号
平成 2 0 年 1 0 月 7 日

各 局 室 長
各 事 務 局 長 様
教 育 長
(主 管 課 扱 い)

財 政 局 長

平成 2 1 年度予算編成方針について (依命通達)

(国の情勢と地方財政)

我が国の経済情勢は、原油価格が高騰し米国経済が減速する中で、回復が足踏み状態にあり、地域の経済状況にはばらつきが見られる。国内の景気回復力が弱い中で、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界経済の成長鈍化と世界的な資源・食料価格の高騰といったマイナスの影響を正面から受け、日本経済は厳しい局面に立たされている。

国の平成 2 1 年度予算は、「基本方針 2 0 0 6」で示した 5 年間の歳出改革の 3 年目に当たる。歳出全般にわたり、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針 2 0 0 8」に則り、最大限の削減を行う方針である。

地方財政については、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が先行き不透明な状況にあり、また、公債費は依然高水準であることや、社会保障関係費の自然増などにより、構造的に極めて厳しい状況にある。

そのような中、「基本方針 2 0 0 8」及び地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の役割分担を見直すとともに、その見直しに応じ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しが一体的に推進される予定であり、歳入・歳出両面での自己責任に基づく財政規律が一層問われることとなる。

(本市の財政状況)

本市では、これまで新潟山市行財政改革大綱 (長期・短期編) に基づき

- ・ 職員採用凍結等による人件費の抑制
- ・ 市民事業仕分けに基づく各種事業の見直し
- ・ 市債の発行抑制による公債費負担の軽減

など行財政改革に積極的に取り組んできたところである。

その結果、平成 1 9 年度決算における、財政健全化法に基づく財政 4 指標は、いずれも早期健全化基準をクリアした。しかし、実質的な借金 (市債 + 債務負担 (普通会計)) は 6 , 9 9 5 億円 (7 , 0 7 9 億円) と減少傾向

にあるものの、依然として高い水準で推移しており、また、実質公債費比率は、中核市で34位(35市中)であるなど、中核市の中で、最低レベルにあることは平成18年度と同様な状況である。

更に、貯金である財源調整のための基金残高は、平成20年度9月補正後で83億円(同時期109億円)と昨年以上に厳しい状況にある。

なお、決算全体の傾向としては、歳入は、景気回復や税源移譲等により市税が増加したものの、地方交付税、地方譲与税等は、大幅に減少しており、歳出は、行政サービス棚卸しにより、事業の効率化や重点化等による抑制を図ったものの、扶助費等の社会保障関係費の伸びが増大している。

このように、財政健全化への道筋は、徐々に見えてきてはいるが、今後一層伸びていくことが予想される社会保障関係費へ対応し、政令指定都市にふさわしいまちづくりを進めていくためにも、引き続き行財政改革に力を傾注していく必要がある。

(都市づくりの方向性)

今日の市政に求められている課題は、これらの財政状況の変化の中にあっても、政令指定都市にふさわしいまちづくりを進めるため、効率的で無駄のない有効な施策を構築、実施することである。このため、費用対効果を考慮した都市経営の観点から、新岡山市行財政改革大綱に基づいて、行財政改革に果敢に取り組み、着実に財政の健全化を推し進めなければならない。

また、本市では、市民の目線で昨年策定した都市ビジョンに沿ったまちづくりをスタートさせたところであるが、平成21年度の政令指定都市移行にあわせて、この都市ビジョンを骨格とし、市民協働で取り組むべき政策・施策の方向性を体系的に整理し、かつ、具体化した都市ビジョン[新・岡山市総合計画](以下、新・総合計画と表示)を作成し、これに基づくまちづくりを推進していくこととなる。

このまちづくりを確かなものとするため、平成21年度予算は、この新・総合計画の体系に沿って、全ての事業を位置付けることとし、特に重点化する事業については、新・総合計画の実施計画として明記し、積極的に推進していくこととする。これにより、めざすべき都市像「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」「中四国の総合福祉の拠点都市」の実現に向けて、限られた経営資源を効率的・効果的にいかす「選択と集中」による都市経営に努めることとする。

(予算編成の方針)

平成21年度は、歳入については、景気の減速傾向により、市税収入が前年度を下回る可能性もあり、地方交付税を含めた一般財源総額の伸びが引き続き望めない状況である一方、歳出は、社会保障関係費などの義務的経費の

増大や、政令指定都市移行経費、全国都市緑化おかやまフェア開催経費、御津・灘崎地域の新市建設計画事業、建部町・瀬戸町の新市基本計画事業等の実施などにより、厳しい状況と見込まれる。

今後の財政運営を睨んで財政の中立性の確保に向けて、財政調整基金等の3基金は取り崩しを極力抑制する方針であり、基金取り崩しを行わないためには、一般財源ベースで約67億円余の財源不足が見込まれ、その調整が必要となる。また、市債の発行については、市債残高の減少を図るため、臨時財政対策債などの元利償還の全額が地方交付税に算入されるものを除いて、引き続き抑制する方針である。

平成21年度の予算編成に当たっては、新岡山市行財政改革大綱に基づく行財政改革の成果を活用することとなるが、引き続き財政局においても、財政上の様々な工夫をしつつ、厳しい査定をせざるを得ない状況にある。

一方、平成21年度は政令指定都市への移行初年度となる重要な年である。そのため、政令指定都市移行に伴い移譲される権限・財源等を最大限に活用し、本市の持つポテンシャルを活かしながら、市民福祉の一層の向上や、活力あるまちづくりにも資する、政令指定都市にふさわしい、新・総合計画の政策体系に沿った事業については積極的に推進する。

各局室においては、この基本方針の下、事業の緊急性、必要性、優先度等の観点から重点化を図るとともに、新規事業については厳選し、徹底した経費の節減・合理化を図り、的確な予算の見積もりを行うよう通知する。

(基本的事項)

平成21年度当初予算は年間予算とする予定であり、年間を通じて予測される全ての収入・支出を的確に積算し、年間予算として要求を行うこと。また、政令指定都市移行による新規・増額経費の要求については、別冊要求(同時要求)とする。

要求に際しては、以下の点を十分考慮すること。

- (1) 政令指定都市移行による新規・増額経費の要求は、別冊要求とする。
- (2) 新・総合計画の実現に向けた、各局室の都市経営方針に沿った予算要求を行うこと。
- (3) 歳入については、市税等適正かつ確実な収入確保に努めること。また、適正、公平な負担の観点からの収入見直しを行うとともに、資源の有効活用等による増収を図ること。
- (4) 財政状況に対する危機意識を持ち、目標管理の徹底した戦略的な経営組織を目指して、コストの削減や効率化の徹底を図ることとする。

具体的には、市民の視点・経営的視点で厳しく事務事業を選別し、外部資金の導入や事業の収益性の確保、事業の統合化の推進、事業計画の見直し等の進捗調整、市民との協働・民間の力の活用等に努めること。

- (5) 新市建設計画、新市基本計画は、新しいまちづくりのマスタープランであり、記載された事業については、財源的に有利な合併特例債・合併推進債や県合併補助金の積極的活用を図りながら着実に進めること。
- (6) 新規事業のみならず既存の事業についても、従来にも増して事業の評価・検証を厳しく行い、サンセット方式（事業の終期設定）やスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。また、新・総合計画で示す政策体系に基づいて、各局室においてP D C Aサイクルを確立し、目標管理による戦略的な取組を行うこと。
- (7) 新規事業については、事業年度における一般財源比率、ネットコストによる事業の精査を行い、特に箱物については、建設後の維持管理費や減価償却費を含めた総コスト（ライフサイクルコスト）を計算し、客観的な評価に耐えうるものとする。
- (8) 新規・重点施策については、関係課局及び関係機関や地元との事前協議を十分行い、その結果を踏まえて予算要求をすること。特に、各課にまたがる事業については関係課の調整を十分に行い、整理統合を図ったうえで、要求すること。
- (9) 将来的な自然増収及びコスト縮減につながる事業については、引き続き積極的に推進する考えであり、優先的に予算措置を講じるものである。
- (10) 平成16年4月に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画(改訂版)」を十分に踏まえた予算要求をすること。
- あらかじめ年度内完了が見込めない事業については、債務負担行為の設定等、複数年での事業化を検討すること。また、恒常的に繰越となっている事業については、年度内執行可能な事業費を見積ること。
- (11) 国においては、財政構造改革の実施のため、概算要求基準では、公共事業費は3%削減、地方債計画（案）では地方単独事業が3%の減とされている。今後の国・県の動向等には十分留意するとともに、これらを踏まえた要求をすること。
- (12) 土地の先行取得については、本市が平成18年度に策定した公社経営健全化計画に基づき、保有土地の減少に努めており、平成20年度末の見込み残高は346億円と減少したところであるが、依然巨額になっていることから、緊急性のない用地取得は厳に慎むこと。
- (13) 企業的性格を有する事業は、この編成方針と同一の基調に立って予算要求を行うものとし、経営の基本原則である独立採算性を念頭に、合理化を一層進め、事業の効率的運営に努めること。
- (14) 御津合併特例区・灘崎町合併特例区は、平成22年3月21日付けで解散し、岡山市がその事務を継承する。平成21年度引継後（平成22年3月22日～平成22年3月31日）の10日間の予算は、事務引継課が、平成21年度当初予算で要求すること。

- (15) 岡山県財政構造改革プランへの対応については、事業の制度や性格を十分把握した上で、県の都合により一方的に進められないことがないように、また、市への負担転嫁とならないようにすること。

(歳入に関する事項)

歳入については、極めて厳しい財政状況の中で、適正かつ確実な収入確保に積極的に取り組むこと。

- (1) 市税をはじめとする徴収金については、口座振替等により納期内納付の促進を図るとともに、その徴収率向上に最大限の努力をすること。
- (2) 使用料・手数料等については、国・県の改定動向に留意すること。また受益者負担の適正化も図ること。
- (3) 国・県補助金など外部資金の導入に努めるとともに、合併特例債・合併推進債などの有利な地方債を活用し、可能な限り一般財源の充当を抑制すること。
- (4) 市有財産については、財産の状況を的確に把握し、財産の適正かつ効率的な活用に努めるとともに、未利用地など処分可能な財産については、売却又は貸付けを行い、増収を図ること。
- (5) 特定目的基金については、積極的に設置目的に沿った活用を行うこと。
- (6) 広告料収入等新たな増収に努めること。
- (7) その他の収入についても、本来、受益者が負担すべきものと考えられるにもかかわらず収入していないケース等がないかどうか、原点から精査し、収入の増大と確保に努めること。

(歳出に関する事項)

- 1 歳出については、別紙の「シーリング対象外事業」に係る経費を除いて、要求総額を各局室ごとに、平成20年度当初予算額の9.5%（維持補修経費は100%）の範囲内になるよう調整した上で、必ず締め切りまでに提出すること。
- 2 平成20年度に行っている行政サービス棚卸し（事業仕分け等）による見直しについては、見直し節減額を要求に反映するとともに、その節減見込額の範囲内で、シーリング対象外事業として、新たな事業を要求することができるものとする。
- 3 新・総合計画の実現に向けた新規・重点事業等の要求について、以下の項目全てに該当するものは、シーリング対象外事業として要求できるものとする。

平成21年度都市経営方針において、重点化事項として掲げるもののうち、新・総合計画に対する貢献度が高く、その目標、効果が明示されたもの。

都市経営会議に諮り、その方向性、効果が認められるもの。

4 政令指定都市移行後の新規・増額経費の要求については、シーリング対象外事業とし、以下により要求するものとする。

県から移譲される事業については、平成20年度岡山県予算を十分に勘案した要求とする。

各種負担金、事務費等は必要額を十分に精査した上で真に政令指定都市移行に関するものに限るものとする。

5 各区役所（仮称）に係る予算は、各区役所（仮称）等建物の維持管理費や各区の特色ある「まちづくり」を推進するためのソフト事業の予算を除き、本庁事業所管課において一括要求すること。

各局室主管課は、事業内容を十分に把握し、要求額の調整を図ること。

- (1) 各事務事業の必要性、緊急性、事業効果等について十分検討するとともに、事務事業のスリム化、コスト縮減、スクラップ・アンド・ビルド等を徹底し、また不用額が多額なものについては、その原因を分析することにより、所要の一般財源を抑制すること。
- (2) 投資的経費については、事業の緊急性・優先度を十分検討するとともに、一定単位当たりの建設コストの削減数値目標を定めるなど、コストの縮減を積極的に図ること。
- (3) 大規模事業等の主要事業については、事業費の平準化を図り、事業財源計画表（スタミナ表）に計上された事業費の範囲内で要求すること。
また、新市建設計画、新市基本計画記載事業のうち、新市の一体性や均衡ある発展に資する事業については、財源的に有利な合併特例債・合併推進債や県合併補助金の活用を図りながら、年次的に実施していくこと。
- (4) 国・県補助事業については、国・県の施策の動向に十分留意し、協調・連携を図り、積極的な資金導入を図ること。また単に廃止又は縮減されるものは、原則として本市においても該当事務事業の廃止又は縮減をすることとし、市費への振替は認めない。
- (5) 県からの移譲事務については、過去の実績等を勘案し所要額を適正に見積もるとともに、必要な事務費の交付を確保すること。
- (6) 公の施設に指定管理者制度を導入する場合は、一層の経費節減を図ること。また、既に導入した施設については、公募の場合は原則として契約した指定管理料とするが、優先・単独指定したものについては、指定管理者と協議の上、指定管理料のあり方や各協定事項などを見直し、節減を図ること。
- (7) 市が構成団体となっている各種団体への負担金については、支出内容に応じて減額を申し入れるなど、負担額の節減を図ること。

(その他)

提出期限 平成20年11月7日(金)
提出部数 3部(資料は2部)
提出先 財政課(局主管課が取りまとめて提出すること。)

注意

現在、政令指定都市への移行に向けて、諸準備を進めているところですが、予算編成方針の文章中「政令指定都市」関係の表記については、政令指定都市への移行を前提とした上で、事務処理を進めるべく表記しています。

シ ー リ ン グ 対 象 外 事 業

- 1 将来的な自然増収及びコスト縮減につながる事業
- 2 電算打出しの人件費
- 3 公債費
- 4 扶助費のうち生活保護費・乳幼児医療費・児童扶養手当費等
- 5 選挙費
- 6 災害復旧費
- 7 県事業負担金
- 8 行政サービス棚卸し(事業仕分け等)による見直し節減見込額の範囲内での新規事業
- 9 その他財政課において特に認める事業
- 1 0 都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕実現に向けた新規・重点事業等のうち特に推進すべき事業
- 1 1 政令指定都市移行による新規・増額経費(別冊要求)